

○奈良県警察等パブリックコメント手続実施要領の制定について

(平成14年4月2日例規第26号)

[沿革] 平成23年1月例規第1号、26年2月第5号、29年3月第6号改正

この度、奈良県において「県民参加型」の開かれた県政運営を推進するため、「奈良県パブリックコメント手続に関する指針」が制定され、公安委員会及び警察本部長が実施機関となったことから、別記のとおり「奈良県警察等パブリックコメント手続実施要領」を定め、平成14年4月2日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

奈良県警察等パブリックコメント手続実施要領

1 趣旨

この要領は、奈良県公安委員会及び奈良県警察（以下「奈良県警察等」という。）におけるパブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において「パブリックコメント手続」とは、奈良県警察等の施策に関する基本的な計画等を策定する過程において、その計画等の案及びその他の資料（以下「計画等の資料」という。）を県民に公表し、これらについて提出された県民の意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、主な意見・情報に対する奈良県警察等の考え方を公表する一連の手続をいう。

3 実施対象

警察本部の各所属長及び警務部総務課公安委員会事務担当室長（以下「本部所属長等」という。）は、所掌する事務のうち、次に掲げる計画、条例、規則、審査基準等を策定しようとするときは、パブリックコメント手続を行うよう努めるものとする。ただし、緊急性を要するもの及び軽微なもの等については、本手続の全部又は一部を行わないものとする。

(1) 奈良県警察等の施策に関する基本的な計画の策定及び重要な変更

(2) 県民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

(3) (2)に規定する条例の委任を受け、又は条例を施行するために定める規則（施行期日を定めるもの、提出書類の様式を定めるもの及び所掌事務の範囲その他組織について定めるもの等を除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

(4) 審査基準、処分基準及び行政指導指針（奈良県警察等が自ら定めるもので、行政

手続法第39条（平成5年法律第88号）の規定による意見公募手続の対象となる審査基準等に準ずるものに限る。）の制定又は改廃に係る案の策定

(5) その他本手続を行うことが適当であると警察本部長が判断したもの

4 公表内容の協議

本部所属長等は、本手続を経て計画等を策定しようとするときは、計画案等の公表事項、公表方法及び意見・情報の募集期間等について警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議するものとする。

5 公表の方法

本部所属長等は、計画等の資料を公表しようとするときは、当該資料を警察本部の警察情報公開窓口に加え付けるとともに奈良県ホームページ及び奈良県警察ホームページ（奈良県公安委員会が実施するものについては奈良県公安委員会ホームページ）に掲載することとし、県民への積極的な周知に努めるものとする。

6 奈良県への報告

本部所属長等は、本手続による計画等を実施するとき又は本手続を終了したときは、定められた方法により、警務課長を経由して、奈良県総務部知事公室行政経営課長に報告するものとする。

7 その他

本手続の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、奈良県パブリックコメント手続要綱の制定について（平成23年2月16日付行経第68号）及び「奈良県パブリックコメント手続要綱」の運用について（平成23年2月16日付行経第69号）の例による。